

## 川口市市民参加条例

これは、1月4日時点で作成した手引のイメージであり、正式な案文ではありません。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、川口市自治基本条例（平成21年条例第6号。以下、「自治基本条例」という。）第7条第5項の規定に基づき、市民の市政への参加のための基本的な事項を定めることにより、市政の運営に対して、市民が自ら意見を表明し市政に参加する権利を保障し、もって市政の主権者である市民が、市民として幸せに暮らせる地域社会を築くことを目的とする。

#### [概要]

ここでは、市民参加条例の目的を明らかにすることを定めています。

この条例の目的は、自治基本条例に基づく自治の実現であり、市民として幸せに暮らせる社会を目指すための一つの制度として市民参加を定めるものです。川口市における市民参加とは「市政の運営に対して、市民が自ら意見を表明し市政に参加する権利を保障すること」であり、そのために「市民の市政への参加のための基本的な事項を定めること」を明らかにするものです。

#### [説明]

この市民参加条例を制定することにより、市民参加の手続きがより明確に位置づけられ、これまで以上に市民参加を積極的に推進することができます。

市民が積極的に市政へ参加するための基本となる市民参加のルールを条例として明文化するものです。

#### 関連条文

自治基本条例第7条

( 定義 )

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住、在勤若しくは在学する者又は公益を目的として市内で活動するものをいう。
- (2) 市民参加 市政の運営に対して、市民が自ら意見を表明し市政に参加することをいう。
- (3) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者をいう。
- (4) 意見聴取 市が事業を行うに当たって市民の意見を収集することをいう。
- (5) 意見提出 市の事業にかかわらず、市民が市政に対する意見を提出することをいう。
- (6) パブリック・コメント手続 市が事業を行う場合に、その案をあらかじめ公示し、意見の提出のための期間を定めて広く一般の意見を求める手続をいう。
- (7) 説明会 説明を通じて、市民の意見を収集する集まりをいう。
- (8) 懇談会 ワークショップなどを通じて、市民と市又は複数の市民同士の自由な意見交換をする集まりをいう。
- (9) アンケート調査 調査項目を設定し、市民の意見を収集する手続をいう。
- (10) 附属機関等 地方自治法に基づき、専門的な知識又は経験に基づく審議による答申又は報告を行う機関等をいう。

[ 概要 ]

ここでは、この条例の解釈にあたり、明確にしておかなければならない用語の定義を定めています。

[ 説明 ]

第1号は「市民」の定義です。

この条例では、自治基本条例と比較すると、市民を広く解釈しています。それは、市政に関する意見を表明する権利について、市民サービスを受益するのは市民個人だけでなく、法人や団体も含まれているからです。そのため条文中の「もの」には、法人や団体も含まれます。なお、ここでは、納税者や日本国籍を持つ者などについて明記しておりませんが、例えば当条例第8条のパブリック・コメント手続における対象となる「市民等」のように、各制度の趣旨に照らした上で、市民参加における市民への対応は、公平かつ誠実でなければなりません。また、市民であるかどうかは書面又は口頭等で確認をしますが、身分証明書等の提示までは求めません。それは、全ての市民を厳密に確認することが困難であるためであることと、権利濫用の禁止を規定する第3条第3項の解釈から、市民は虚偽の申告をしないこととしているためです。なお、市民と偽って意見を提出する場合も、権利の濫用に該当します。

第2号は「市民参加」の定義です。自治基本条例第7条第1項において定めており、川口市の市民参加条例における市民参加とは、大きく分けると「意見聴取」と「意見提出」の2つになります。

第3号は「実施機関」の定義です。この条例における対象となる市の組織を実施機関としてその範囲を定めています。具体的には、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者です。

第4号は「意見聴取」、第5号は「意見提出」の定義です。「意見聴取」は、市の実施機関が市民から意見を聴取するもので、「意見提出」は市民から市の実施機関へ意見を提出するものです。なお、条文中の「事業」という言葉の使い方については、「政策」「施策」「事務事業」等全てを包括的に含む言葉として解釈しています。

第6号は「パブリック・コメント手続」の定義です。市民生活に重大な影響を与えらると思われる事業の実施や条例などを制定改廃する場合に、実施機関だけで決定せずに、事前に市民等に内容を示したうえ、それに関する意見を市民等が提

出する機会を設ける制度を指します。

第7号は「説明会」、第8号は「懇談会」の定義です。「説明会」は、説明を通して市民から意見を収集し、「懇談会」は意見交換等を通して市民から意見を収集します。「説明会」は説明が前提となっていますが、「懇談会」はこの前提がありません。また、「説明会」「懇談会」は、細かい定義はしていません。それは、「説明会」でしかできないこと、「懇談会」でしかできないこと等を厳格に定義したために、かえって市民の意見の収集が阻害されることのないように、それぞれの事業の性質に合わせて相応しい方法を選択するものとしています。なお、いわゆる「ワークショップ」は、市民が意見交換及び共同作業を行いながら進める会議の手法のひとつですので、「懇談会」に限定せず、「説明会」や「附属機関等」においても用いることができます。

第9号は「アンケート調査」の定義です。主に不特定多数の市民を対象として実施することで、市民等の意見を収集することが可能となっています。

第10号は「附属機関等」の定義です。「附属機関」とは、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律または条例で設置し、市長が特定の事務に対し、任意または必要に応じて、委員にその意見等を諮問（問い諮る）、調査、審査等を行う機関です。一般的には各種審議会と呼ばれるものが、これにあたります。なお、「等」は、市政運営上の意見交換等を行うため、学識経験者、市民等を構成員として要綱などにより設ける会議のことを意味しています。

#### 関連条文

自治基本条例第2条、第7条、第19条、第20条

#### [ 補足 ]

##### < 川口市における実施機関 >

第3号の実施機関とは、川口市行政組織図掲載の市議会を除く市長部局と地方自治法第180条の5に列記されている各種行政委員会に、独立した権限を有する公営企業管理者（水道事業管理者、病院事業管理者）を加えたものです。

・各種行政委員会とは、次によるものです。

#### 【教育委員会】

- ・ 地方の教育行政を担当する機関で、都道府県、市町村などに設置します。

#### 【選挙管理委員会】

- ・ 執行機関から独立して、選挙を管理するために団体内部に設置される機関。選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員で組織され（地方自治法第181条第2項）、任期については原則として4年です（地方自治法第183条第1項）。

#### 【公平委員会】

- ・ 地方公務員法に基づき職員が懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合、その処分を受けた職員からの不服申立てに基づき、審査をする公正・中立的な第三者機関です。この審査によって、職員の権利や身分を保障しています。

#### 【監査委員】

- ・ 市の財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理などを監査する委員。監査委員の役割は、市民に代わって行政サービスが適法で、効率的になされているかなど、幅広い視点で監査を実施しその結果を公表します。

#### 【農業委員会】

- ・ 自作農の創設及び維持、農地等の利用関係の調整、農地の交換分合その他農地に関する事務を執行する（地方自治法第202条の2第4項）機関です。選挙による委員と、選任による委員で組織されます。

#### 【固定資産評価審査委員会】

- ・ 固定資産税のより一層の適正公平を期し、納税者の評価に対する信頼を確保する趣旨から価格に対する納税者の不服については、市長において処理することとせず、専門性を有する独立した中立的な機関によって審査決定することとしており、この中立的・専門的な第三者機関が固定資産評価審査委員会です。

(市民の役割)

第3条 市民は、主権者として自ら、自治の主体としての自覚及び責任を持ち、市政に参加するよう努めなければならない。

2 市民は、市民参加にあたって、互いに助け合い、互いの権利及び利益を尊重しなければならない。

3 市民は、市民参加にあたって、その権利を濫用してはならず、常に自治の実現のために行使するものであることを認識しなければならない。

[概要]

ここでは、自治を実現するための市民の役割を定めています。

「自治を実現する」ことは「市民」と「市」の共通の役割です。そうしたことから、主権者は市民であることを明らかにし、市民は、誰でも市政に参加することができ、市政に参加する権利を行使する際には、一人ひとりの市民が地域の課題に関心を持って、解決方法を見出していくように規定したものです。

[説明]

見出しの表現は、より責任と義務が課せられる「市民の責務」ではなく、市民も役割分担をしていくという点から、「市民の役割」としました。

市民から出された意見が行政批判や権利の主張に偏ることを回避することとし、全体としては、市民参加に対する市民の自覚と意識を促すことを表現しました。

市民が市民として幸せに暮らせる社会を目指すために、それぞれの市民も市民相互の意見を尊重することを目指すものです。またこの趣旨から、特定の個人と団体の利益のために限定した意見だけを述べることをせず、市民自ら公正な判断で発言することを目指すものです。

関連条文

自治基本条例第3条、第7条、第8条

(実施機関の役割)

第4条 実施機関は、市民参加の推進にあたって、市政の運営に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

2 実施機関は、市民参加の推進にあたって、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の保護に努めなければならない。

3 実施機関は、市民参加の推進にあたって、市民に公平かつ誠実に対応しなければならない。

[概要]

市民が市政に参加するうえで、その判断材料として十分な情報を得ることができるよう規定したものです。

[説明]

第1項では、自治基本条例第12条をうけています。川口市情報公開条例第20条において、市の実施機関は市政に関する正確でわかりやすい情報を、積極的に情報提供するよう努めるものと規定されています。そのため、この条例においても、同様に努めるものとします。

第2項では、市政に関する情報の取扱いについて、自治基本条例第13条をうけている川口市個人情報保護条例において規定されています。そのため、この条例においても、同様に努めるものとします。

第3項の「公平かつ誠実に対応」とは、市政に参加していること、また参加しないことを理由として、不利益な取扱いを受けることがないことを明らかにし、さらには、市政に参加しづらいと思われる高齢者や障がいを持った方々や外国籍住民等に配慮し、対応することなどを言います。また、同じ市民が同じ意見を大量に提出し続ける場合等は権利の濫用の一例と考えられますが、それを多数意見と認めることはできません。一部の市民による権利の濫用は、他の市民の権利を奪うことにつながることから、市民に対して公平かつ誠実に対応しなければなりません。

関連条文

自治基本条例第7条、第12条、第13条、第14条

## 第2章 意見聴取

### 第1節 意見聴取

(意見聴取の方法)

第5条 意見聴取の方法は次のとおりとする。

- (1) パブリック・コメント手続
- (2) 説明会、懇談会
- (3) アンケート調査
- (4) 附属機関等の会議
- (5) その他効果的な方法

2 実施機関は、より効果的な市民参加の方法を調査及び開発し、これを積極的に用いるよう努めるものとする。

#### [ 概要 ]

ここでは、実施機関が意見聴取する方法を定めています。

第1項第1号から第5号は、自治基本条例第19条等に規定されている方法ですが、すでに川口市においても要綱等で実施されているものを条例化するものです。これら第1号から第5号の手続等については、このあとの第8条から第17条で定めています。

また、第2項では、意見聴取はその他より効果的な方法も用いるように努めるものとしします。

#### [ 説明 ]

第1号の「パブリック・コメント手続」とは、市の計画、条例、規則、制度等の素案、選択肢、論点等を施策の立案過程において公表し、市民等が多様な意見、情報、専門的知識等を提案し、又は提供する機会を設け、市民等から提出された意見等を考慮して計画等の検討を行うとともに、検討結果についても広く公表する一連の手続です。これは、条例第8条から第11条に規定している市民参加の方法で、一般的に「市民意見公募手続」や「市民意見提出手続」などと訳されています。また、広く市民の意見や提案を募集することができる反面、手続きの実

施にあたっては、計画的な事務手続きの整備と効果的な市民への情報提供を行うことが不可欠です。

第2号の「説明会、懇談会」は、条例第12条に規定している市民参加の方法で、従前から地区単位などで市民へ政策などの説明を行う必要がある際に実施していました。今までの傾向としては、市からの一方通行的な説明会が多いことから、市と市民とが政策を理解し合い、市民からの意見を十分に聴くことができる対話型の説明会を目指します。

第3号の「アンケート調査」は、条例第13条に規定している市民参加の方法であり、短期間で多くの市民の回答や意見が得られる利点があります。実施にあたっては、調査項目の検討とアンケート対象者の適正な抽出及び基準により実施します。

第4号の「附属機関等」は、一般的に自治体においては審議会等と総称されており、有識見者や市民の代表者が市長から委員として委嘱されています。それらの市民の代表者を含んでいる審議会等から出された提言や報告は、市民からの市民参加条例上の貴重な意見が数多く含まれていますので、意見聴取の方法の一つと位置付けています。ただし、一般的にその委員の任期が長く、委員定数が定められているので、特定の委員による限定的な市民参加の方法となります。

第2項では、より中立性が高く効果的な新しい手法を取り入れていくため、調査研究・試行していくことを定めています。

実施機関は、手法の選択、運用にあたっては、様々な市民が意見を提案しやすいよう工夫をすることが必要です。市政についての意見等を持っていても、様々な理由により、それを表明することのない市民（いわゆる「サイレントマジョリティ」）が現実には多く存在しますが、このような潜在化する意見等に対して、行政が受身の姿勢をとっていると、広く、正確に市民意向を把握することは困難になるといえます。附属機関等の委員を公募する場合を例えると、サイレントマジョリティを含め幅広く委員を選任する場合には、無作為抽出による方法で委員を選任する方法が考えられます。しかし、無作為抽出による方法は、よりその特定の意見の収集に参加したい市民の権利とのバランスを比較する必要があります。

なお、第2項で調査、開発した意見聴取の方法について、第1項第5号の「そ

の他効果的な方法」として、選択できるものとしします。

#### 関連条文

#### 自治基本条例第19条

#### [ 補足 ]

第4号は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律または条例で設置された附属機関及び市長が任意で設置する附属機関に準ずる会合（これらを「附属機関等」といいます。）です。附属機関とは、執行機関に附属する機関で政策案件の審査、諮問、調査などを行うため、法律や条例に基づき設置する審議会・審査会・委員会・協議会・公聴会（これらを「審議会等」といいます。）をいいます。また、附属機関に準ずる会合とは、個別の政策案件に対して有識見者や市民代表者から意見を聴いたり提言をいただくことなどを目的に、要綱などに基づいて設置する懇話会等を指します。

第5号の「その他効果的な方法」は、想定される意見聴取として、パネルディスカッションを取り入れたシンポジウムやフォーラム、出前講座等が考えられます。

(意見聴取の対象)

第6条 意見聴取の対象は次のとおりとする。

- (1) 市の方向性・基本方針を定めるもの
- (2) 各行政分野の方向性・基本方針を定めるもの
- (3) 市民生活や事業活動に重大な影響を与えるもの
- (4) 市民に義務を課し又は権利を制限するもの

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、意見聴取を要しないものとする。

- (1) 迅速又は緊急を要するもの
- (2) 軽微なもの又は裁量の余地のないもの
- (3) 法令その他の規程により、基準が定められているもの
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) 実施機関内部の事務処理に関するもの

[説明]

ここでは、市の実施機関が意見聴取する対象となる事業を定めています。これは自治基本条例第19条第1項の「市政に関する重要な事項」について、意見聴取をする事業を具体化したものです。第1項では、今まで川口市で行ってきたパブリック・コメント手続の対象（下記参照）を基本に、より広く解釈できるように定めています。また、次の表は、**第6条第1項**の意見聴取が必要な場合の主な具体例です。

- ・ 総合計画等市の基本的な政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定または改定
- ・ 次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案の策定
  - 市の基本的な制度を定める条例
  - 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭徴収に関する条項を除く。）
- ・ その他実施機関が必要と認めるもの

	事業名等	第 6 条 第 1 項 の 該 当 す る 号			
		第 1 号	第 2 号	第 3 号	第 4 号
1	川口市総合計画				
2	川口市男女共同参画計画				
3	川口市行政改革大綱				
4	川口市情報化基本計画				
5	川口市地域防災計画				
6	川口市交通安全計画				
7	川口市地域福祉計画				
8	川口市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画				
9	川口市障害者福祉計画				
10	川口市児童育成計画				
11	川口市次世代育成支援行動計画				
12	川口市健やか親子21				
13	川口市環境基本計画				
14	一般廃棄物処理基本計画				
15	川口市産業振興ビジョン				
16	川口市中心市街地活性化計画				
17	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想				
18	川口市住宅マスタープラン				
19	川口市都市計画基本方針				
20	川口市緑の基本計画				
21	「川口・鳩ヶ谷地域」都市・居住環境整備基本計画				
22	川口市社会教育推進基本構想				

	事業名等	第 6 条第 1 項の該当する号			
		第 1 号	第 2 号	第 3 号	第 4 号
2 3	川口市教育改革プログラム				
2 4	アクアプラン川口 2 1				
2 5	水質検査計画				
2 6	川口市まちづくり基本条例				
2 7	川口市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例				
2 8	川口市行政手続条例				
2 9	川口市情報公開条例				
3 0	川口市個人情報保護条例				
3 1	川口市環境基本条例				
3 2	川口市自転車等の放置防止条例				
3 3	川口市違法駐車等防止条例				
3 4	川口市墓地等の経営の許可等に関する条例				
3 5	川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例				
3 6	川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例				
3 7	川口市路上喫煙の防止等に関する条例				
3 8	川口市あき地の環境保全に関する条例				
3 9	川口市開発許可の基準に関する条例			■	■
4 0	川口市中高層建築物の建築に係る良好な近隣関係の保持及び形成に関する条例			■	■

	事業名等	第6条第1項の該当する号			
		第1号	第2号	第3号	第4号
4 1	川口市地区計画の区域内における建築の制限に関する条例				
4 2	川口市緑のまちづくり推進条例				
4 3	川口市水道事業給水条例				
4 4	川口市文化財保護条例				
4 5	川口市火災予防条例				

第2項では、意見聴取を要しない例外を定めています。

第1号は、意見聴取を行う所要時間の経過により、その効果が損なわれるなどの理由で、意見聴取を経る暇がない場合を指します。

第2号及び第3号は、制度の大幅な改正又は基本的な事項の改正を伴わないものや、制定・改廃の方法・内容について法令等に定められており、裁量の余地のない場合を指します。

また、法定縦覧手続など、案の公表、市民の意見等の提出が法令等で定められている場合、提出された意見及びこれに対する実施機関の考え方を公表することにより、意見聴取の仕組みがすでに組み込まれていることから、対象外とするものです。

第4号は、実施機関が政策等の策定を行うものでないことから対象外とするものです。

第5号は、地方自治体の財政的基盤を危うくし、その存在を脅かすものがあると認められるため、対象外としています。なお、地方自治法第74条第1項では、直接請求の1つである条例の制定又は改廃の請求において、地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものについては、対象外としています。

第6号は、実施機関内部の事務においては、実施機関が自らの責任と意思で決定すべき事項であることから、対象外とするものです。例として、職員人事や会計に関する事務処理等があります。

(意見聴取の実施)

第7条 実施機関は、第5条の規定により意見聴取の方法を実施するときは、

- 1 以上の適切な方法により実施しなければならない。
- 2 前項の場合において、実施機関は、より多くの市民の意見を求める必要があると認めるときは、複数の意見聴取の方法を併用するよう努めるものとする。
- 3 前2項の場合において、当該意見聴取による市民の意見又は提案を事業の決定に反映させることができる適切な時期に、実施方法を公表しなければならない。

[ 概要 ]

ここでは、実施機関の意見聴取実施にあたって、基本的な事項を定めています。

[ 説明 ]

第1項は、第6条に該当する意見聴取の対象となる「市政に関する重要な事項」について、その事項の性質、市民への影響及び市民の関心度を考慮して、最も効果的と思われる適切な方法によって、意見聴取を行うよう努めるものです。

第2項は、より多くの市民から意見聴取する必要がある場合は、2つ以上の意見聴取の方法を併用することに努めるよう定めたものです。また、意見聴取の方法には、それぞれ特性があるので、個々の市民によって参加しやすい方法やそれを行う効果的な時期が異なるものであり、複数の意見聴取の方法をあわせて用いることが、より効果的となる場合があることから定めたものです。なお、意見聴取をした結果、市民からの意見を反映する場合には、公平性、中立性、公益性、経済性、効率性、有効性、必要性等様々な点を考慮しなくてはならず、単に多数意見だからという理由で事業に反映することのないようにしなくてはなりません。

第3項における実施方法の公表については、市民の意見を事業に採り入れ、反映させる余地がある段階を見越して公表する必要があります。

## 第2節 パブリック・コメント手続

(パブリック・コメント手続)

第8条 パブリック・コメント手続は、多様な意見を幅広く収集する必要がある場合において、市民その他別に市長が定めるものに対し、実施する。

### [説明]

ここでは、パブリック・コメント手続を実施する場合について定めています。

< 「多様な意見を幅広く収集する必要がある場合」とは >

- ・ 総合計画等市の基本的な政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定または改定
- ・ 次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案の策定
  - 市の基本的な制度を定める条例
  - 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭徴収に関する条項を除く。）
- ・ その他実施機関が必要と認めるもの

< 「市民その他別に市長が定めるもの」とは >

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 市内に事務所又は事業所を有するもの
- ・ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- ・ 市内の学校に在学する者
- ・ 本市に対して納税義務を有するもの
- ・ 前各号に掲げるもののほか、パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

(実施の公表)

第9条 実施機関は、パブリック・コメント手続を実施しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項の公表をしなければならない。

- (1) 事業の案を作成した趣旨及び目的並びに背景
- (2) 事業の案を立案する際に整理した市の考え方と論点
- (3) 市民等が当該事業の案を理解するために必要な関係資料

[概要]

ここでは、パブリック・コメント手続を実施する場合に、あらかじめ公表する事項を定めています。

[説明]

第1号では、単に対象となる事業の案そのものを公表するだけでなく、その案を公表、作成するにあたった趣旨及び目的並びに背景を公表することで、市民に必要な情報提供を行うことを義務づけたものです。

第2号では、同様に第1号の趣旨をふまえた上での、その案を立案する際に整理した市の考え方と論点、第3号では第2号の考え方等をふまえた上での、市民等がその案を理解するために必要な関係資料を義務づけたものです。

なお、公表の方法は、市ホームページへの掲載並びに所管課及び市政情報コーナーでの閲覧の方法により行います。

(意見の提出)

第10条 実施機関は、前条における事業の案を公表した日から起算して30日以上期間を設けて、意見を募集しなければならない。ただし、実施機関に特別な事情があるときは、この期間を短縮できる。

2 前項に規定する意見の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 書面の持参
- (2) 郵送
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他実施機関が必要と認める方法

3 意見を提出しようとする市民等は、住所、氏名その他市民等であることを示す事項を明らかにするものとする。

[概要]

ここでは、パブリック・コメント手続における意見の提出方法について定めています。

[説明]

第1項の但書部分は、期間を短縮する場合には、実施機関はその理由を明らかにするものです。

第2項では、意見の提出の際の具体的な方法を定めています。

第3項では、氏名及び住所の明示について定めています。市民がパブリック・コメント手続における意見等を提出する際には、その市民としての要件に関し責任の所在を明確にすることと、意見等の具体的な内容について、その確認を行う可能性があることから、意見を提出した者の氏名及び住所（法人等の場合は、その名称及び事務所等の所在地等）等を明らかにして行うものとしています。なお、その要件は事業の案の公表時に明示することとします。

(意見の考慮及び結果の公表)

第11条 実施機関は、市民から意見が提出されたときは、検討を行った後当該市民の意見を行政運営に反映させるよう努めなければならない。

2 実施機関は、市民から表明された意見については、これに対する考え方及びその対応結果を公表しなくてはならない。

[概要]

ここでは、パブリック・コメント手続における意見の考慮及び結果の公表について定めています。

[説明]

第1項では実施機関は、提出された多様な意見を十分考慮して、その上で判断することとしています。また、第2項では、その意見についての実施機関の考え方及びその対応結果を公表することを義務付けています。なお、公表の方法は、市ホームページへの掲載並びに所管課及び市政情報コーナーでの閲覧により行います。また、対応結果を公表した際は、広報紙への掲載により周知するものとします。その場合、広報紙には、意思決定された事業の名称、結果の項目、結果の公表の方法及び所管課名を掲載します。

<対応結果の公表事項>

ただし、川口市情報公開条例第7条に規定する非公開情報に該当する事項は除きます。

- ・ 提出された意見等の概要
- ・ 提出された意見等（案を修正しなかった意見等を含む。）に対する実施機関の考え方
- ・ 事業の案を修正した場合における当該修正内容
- ・ 意思決定された事業

関連条文

自治基本条例第19条

### 第3節 説明会及び懇談会

(説明会及び懇談会)

- 第12条 説明会は、課題、問題点等の説明を通して、広く複数の市民の意見を収集する必要がある場合に開催する。
- 2 懇談会は、課題、問題点等の抽出と選択を通して、広く複数の市民及び市民間の意見を収集する必要がある場合に開催する。
- 3 前2項の場合において、事前に開催日時、開催場所、議題等を公表し、開催記録を作成し公表しなければならない。

[説明]

ここでは、説明会、懇談会について定めています。説明会は、その事業について市の実施機関の一方通行の説明だけではなく、市民の意見を収集する場として位置づけます。また、懇談会は、市民間で意見を交換する中で、複数の市民の意見及び市民間の意見を収集する場です。説明会・懇談会は、附属機関等と異なり、構成員は原則限定されていないことを想定しています。それは審議会等附属機関における専門的、継続的な意見交換等とは異なり、広く市民の意見を収集することを目的としているからです。そのため、第3項において、市民が参加しやすいよう事前の公表を義務づけています。また、参加しなかった市民が情報収集できるよう開催記録の公表を義務付けています。

## 第4節 アンケート調査

(アンケート調査)

第13条 アンケート調査は、一定の質問形式で多くの市民の意見を収集する場合に実施する。

2 実施機関は、前項の規定によりアンケート調査を行うときは、その目的を明らかにしなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定によりアンケート調査を行うときは、その結果を公表しなければならない。

[説明]

アンケート調査は、幅広く意見を収集できる方法です。また、市の実施機関が対象者となる市民から意見を無作為抽出することで、特定の事業への関心の大小にかかわらず、意見を収集できる方法でもあります。なお、実施する場合には、その目的が市民に理解されるよう明らかにすることと、結果についての公表を義務付けています。また、アンケート調査を無作為抽出で行う場合には、その抽出する方法に関する説明を行うこと、これらアンケート調査に関する個人情報への配慮にも努めることとします。

## 第5節 附属機関等

( 附属機関等 )

第14条 附属機関等は、専門的な知識、経験等に基づく審議による答申や報告又は個人の知識や経験に基づく自由な意見交換等による提言が必要な場合に設置する。

2 実施機関は、附属機関等の会議の開催に当たっては、開催日時、開催場所、課題等を事前に公表しなければならない。ただし、緊急に会議を開催する必要がある場合にはこの限りではない。

### [ 説明 ]

ここでは、附属機関等を設置することが、市民参加条例上の意見の収集の方法の一つとなっている場合があることについて定めています。なお通常、附属機関等の委員は、市民から特定の事業等に関して、専門的、継続的に意見交換等を行い提言することから、その委員は市長から委嘱されて特定されるものとなります。第2項における事前公表は、市民に対して会議の7日前までに行うことを原則としますが、やむを得ない事情があり会議の開催が緊急に決定された場合は、決定後速やかに公表を行います。なお、非公開の会議についても同様に開催日時、場所、議題等について川口市情報公開条例等に反しない範囲で、開催そのものについては事前公表します。

なお、会議開催のお知らせは、市政情報コーナーでの閲覧と市ホームページへの掲載による方法で行うものとします。

#### < 会議開催時に事前公表する事項 >

- ・ 会議の名称
- ・ 開催日時
- ・ 開催場所
- ・ 議題
- ・ 公開・非公開の別
- ・ 非公開の理由

- ・ 傍聴人の定員
- ・ 傍聴手続
- ・ 問合せ先
- ・ その他

( 会議公開の原則 )

第 15 条 附属機関等の会議は、公開とする。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 当該附属機関等の法令若しくは条例の規定又は要綱等の規定により会議が非公開とされているとき。
- (2) 川口市情報公開条例（平成 12 年条例第 49 号）第 7 条各号に規定する情報に該当する事項について審議等を行うとき。
- (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき。

[ 説明 ]

ここでは、積極的な情報提供の観点から、市民への会議公開の原則について定めています。公開とされた会議は、傍聴希望者が傍聴することができます。なお、議題に個人情報等が含まれるため、審議会等が一部非公開となる場合は、非公開事項の審議を先に済ませる等、審議事項を整理し傍聴人に配慮するものとします。

また、会議の公開は、市民が審議に参加する機会を提供するものではなく、あくまで審議の状況を知る機会を提供するものです。第 1 項第 3 号は、公正かつ円滑な審議が確保されなければ、審議会等の設置本来の目的を達成できないおそれがある場合が想定されることから、こうした特段の事情がある場合には、会議を公開しないこととすることができるとしたものです。

< 傍聴手続について >

附属機関等は、公開する会議における傍聴人の定員、傍聴に係る手続をあらかじめ定めるものとします。傍聴の受付は、先着順又は抽選とし、その抽選は会議の開始を遅延させないように行うものとします。また、当該会議に付する会議次第及び会議資料は、傍聴人に配布するよう努めなければなりません。ただし、配布が困難と認められる資料については、傍聴人の閲覧に供するよう努めるものとします。

< 傍聴人の遵守事項について >

附属機関等の長は、会議を公開するに当たって、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴人に次の遵守事項を従わせ、当該会議の秩序の維持に努めなければなりません。また、傍聴人がこれらの事項に従わないときは、これを制止し、その指示に従わないときは、退出させることができます。

- ・ 附属機関等の委員等の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと
- ・ 会議の会場において発言しないこと
- ・ はち巻き、腕章等示威的行為をしないこと
- ・ 撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと
- ・ 談話、飲食、喫煙等をしないこと
- ・ その他会議の進行を妨げる行為をしないこと

( 会議資料の作成・公開 )

第 16 条 実施機関は、附属機関等の会議の記録を作成し、これを閲覧に供しなければならない。ただし、川口市情報公開条例第 7 条各号に定める非公開情報が記録されているときは、当該情報が記録されている部分については、この限りでない。

[ 説明 ]

ここでは、附属機関等が開催した会議資料の作成と公開について定めています。会議の公開・非公開にかかわらず、会議録については概ね 1 ヶ月以内に作成し、当該会議録に係る会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで、市政情報コーナーでの閲覧及びホームページに掲載することとします。

会議録は、各審議会等の所管課ごとの管理とします。まず、「審議概要(様式 4)」を作成した後、2冊のファイルを作成します。1冊は所管課での閲覧用として、1冊は市政情報コーナーの閲覧用として作成します。

なお、ファイルの目次、背表紙の作成並びに会議録の編さん等の管理については、会議次第及び会議資料の取扱いと同様に、各審議会等の所管課が置き行うこととします。

なお、会議の内容全体が非公開の場合又は会議の一部が非公開の場合の会議録については、非公開情報を除き、もしくは非公開情報を適当な文言等に置き換え、公開の会議録を作成するものとします。

全文記録等により非公開情報を含めた会議録を保存する必要がある場合は、非公開情報に該当する部分を適当な文言等に置き換え、公開の会議録を作成し公開するものとします。

< 会議録に記載する事項 >

- ・ 会議の名称
- ・ 開催日時
- ・ 開催場所
- ・ 出席者

- ・ 議題
- ・ 公開・非公開の別
- ・ 非公開の理由
- ・ 傍聴人の数
- ・ 会議資料
- ・ 審議経過
- ・ その他

( 附属機関等の委員の選任 )

第 17 条 実施機関は、附属機関等の委員を選任するに当たっては、その設置趣旨及び審議内容に応じて可能な限り市民から公募しなければならない。

2 実施機関は、附属機関等の委員について、幅広く人材を登用するよう努めるとともに、透明性及び信頼性の高い運営を行うよう努めなければならない。

[ 説明 ]

ここでは、附属機関等の委員の選任について定めています。

第 1 項について、「可能な限り」とは、法令に委員の要件について規定があるなど、委員構成に制約のある場合も想定されるための措置です。本市では、委員の公募について、平成 19 年 4 月から、定数の 1 割以上を公募委員とするように努力することを定めて委員公募に取り組んでいます。

また、市民から幅広く委員を選任するためには、その広報等の周知の仕方を工夫する必要があります。市民から公募をする場合には、下記のとおり行うこととします。

< 公募の方法 >

市政情報コーナーでの閲覧、広報かわぐち及び市ホームページにて次の事項を周知します。また、公募の応募を開始する以前に応募について周知し、応募の期間は 30 日以上で附属機関等の設置の趣旨の目的及び所掌する事項を考慮して定めることとします。

- ・ 附属機関等の名称、募集の趣旨
- ・ 審議する事項及び委員の職務
- ・ 公募委員の人数
- ・ 委員の任期
- ・ 応募の資格
- ・ 応募の方法
- ・ 応募の期間

- ・ 選考の方法
- ・ 委員の報酬
- ・ 問い合わせ先
- ・ その他、周知することが必要と認められる事項

#### < 応募の方法 >

所管課等が定めた応募に関する申込書を提出することにより行います。

#### < 選考の方法 >

申込書、小論文等による書類選考、面接、抽選等のうちから所管課等が定めるものとしします。

選考する際は、選定のための委員会を設置し、選考の基準を定めて公平に行います。また、選考後速やかに、応募者に対し結果を通知します。

#### < 公募に関する要領 >

公募を行う場合には、次に掲げる事項を要領に定めて事務を行います。

- ・ 公募の趣旨
- ・ 公募委員の人数
- ・ 応募の資格
- ・ 応募の方法
- ・ 応募の申込用紙その他公募に必要な書類の様式
- ・ 公募を市民に周知する方法及び周知する事項
- ・ 選考の方法
- ・ 公募委員の失職
- ・ 上記< 公募の方法 >において周知するとされている事項のうち必要と認められる事項

#### 関連条文

自治基本条例第20条

### 第3章 意見提出

#### (意見の提出)

第18条 実施機関は、市民から市政に関する意見があった場合には誠実に回答するよう努めなければならない。

2 実施機関は、前項の規定に基づき市民から提出された意見については、これに対する考え方及びその対応の結果を公表するよう努めなければならない。

#### [説明]

ここでは、市民から自主的に意見を提出する制度について定めています。具体的には、「市長への手紙」としてメール、手紙、ファックス等で意見を提出できる制度があります。しかし、この制度を使わずに、市民が窓口に来庁した場合や電話で問合せをした場合にも、同様の対応をするよう努めなければなりません。その際、職員は「たらい回し」をすることのないよう、誠実に対応しなければなりません。なお、意見の提出があった場合で、市民からの意見を反映する場合には、公平性、中立性、公益性、経済性、効率性、有効性、必要性等様々な点を考慮しなくてはならず、単に多数意見だからという理由で事業に反映することのないようにしなくてはなりません。

また、第2項では、第1項に対する処理経過、処理結果を個人情報等に配慮しつつ提出者以外にも公表するよう努めることの規定です。

#### 関連条文

自治基本条例第19条

## 第4章 市民参加実施状況の公表及び条例の見直し

### (市民参加実施状況の公表)

第19条 市長は、毎年度1回、市民参加の実施状況及び実施予定を取りまとめ、これを公表する。

#### [説明]

ここでは、市民参加実施状況の公表について定めています。市民参加がきちん  
と行われているか、毎年度できるだけ早い時期に市民に公表し、市長が市民参加  
制度の把握について説明責任を負う規定です。公表は市政情報コーナー及び市ホ  
ームページ等で行います。

具体的な公表する内容については以下のとおりです。

#### 1 市民参加の実施状況について

市民参加を実施した事業の名称

市民参加の実施の方法

市民参加の実施時期

提案、意見等の提出者数

市民参加を実施した機関の担当

附属機関等の会議の開催については上記のほか、

- ・ 会議の開催状況
- ・ 公開された会議の議題及び回数
- ・ 一部非公開された会議の議題及び回数
- ・ 非公開された会議の議題及び回数
- ・ 各回の傍聴人の数

を公表します。

#### 2 市民参加の実施予定について

市民参加の実施を予定している事業の名称

市民参加の実施予定方法

市民参加の実施予定時期

市民参加の実施を予定している市の機関の担当

3 理由について公表しなければならないもの

第6条第1項に該当する条例の制定や改廃及びそれぞれの事業における基本となる計画の策定や変更の場合などで、意見聴取をしなかった場合

パブリック・コメント手続を実施した場合に、第10条第1項の意見募集期間を短縮した場合

( 条例の見直し )

第 20 条 市長は、この条例の運用状況、効果等について継続的に検証し、必要に応じ見直しを行うものとする。

[ 説明 ]

ここでは、条例の見直しについて定めています。第 19 条と併せて、市民参加条例がきちんと運用できるように、あらかじめ担保しておくための規定です。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

[説明]

ここでは、この条例の施行に関し、条文とするには詳細な規定や手続、提出する様式などについて、また、この条例よりも広く市民参加を実施する規定等にも対応できるように、別に定める規定です。現行の規定では、川口市パブリック・コメント手続実施要綱、川口市審議会等の会議公開に関する要綱、川口市審議会等の委員の公募に関する要綱等があります。